

山形県環境教育推進方針



平成17年2月

山形県

目 次

第1章 推進方針策定の背景と趣旨	-----	3
1 今日の環境問題	-----	3
2 環境教育の必要性	-----	3
3 策定の趣旨	-----	5
第2章 基本方針	-----	6
1 環境保全の意欲増進の目指す方向	-----	6
（1）環境保全活動の取組みの広がり	-----	6
（2）県民、民間団体、事業者等の参加、協力、連携	-----	7
（3）自発的な意思の尊重	-----	7
（4）適切な役割分担	-----	7
2 環境教育の推進の目指す方向	-----	7
（1）持続可能な社会づくりのための人材育成	-----	7
（2）人間と環境、人間と人間との関わりの重視	-----	7
（3）関心や体験活動から具体的な行動への手法	-----	8
（4）場と主体と施策のつながり	-----	8
第3章 推進方策	-----	10
1 環境保全の意欲増進のための方策	-----	11
（1）環境学習機会の提供	-----	11
（2）人材の育成・認定事業の登録及び情報提供	-----	14
（3）環境学習支援団体認定制度	-----	14
（4）環境学習拠点機能の充実	-----	15
（5）環境保全活動の顕彰	-----	16
2 環境教育の推進のための方策	-----	17
（1）学校、地域社会における環境教育	-----	17
（2）職場における環境教育	-----	20
（3）人材の育成と活用	-----	22
（4）環境学習プログラムの整備	-----	22

第4章 推進体制	-----	2 3
1 県民、民間団体、事業者等と行政の連携・協働	-----	2 3
2 国、市町村との連携	-----	2 3
3 進捗状況の把握・点検	-----	2 3

用語解説 本文中の「 」印の語句の解説	-----	2 4
----------------------------	-------	-----

資料編

1 環境保全活動の手がかり	-----	3 0
2 県内の環境教育人材リスト	-----	3 3
3 県内の主な環境教育施設	-----	4 2
4 県・市町村が実施している主な環境教育事業	-----	5 0
5 山形県環境学習支援認定団体	-----	5 9
6 環境関連顕彰制度	-----	6 0

第1章 推進方針策定の背景と趣旨

1 今日の環境問題

今日、私たち人類は物質的繁栄を手に入れましたが、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの変化等を背景として、環境汚染、エネルギー不足、ゴミの散乱、森林の荒廃、さらには、¹酸性雨や²地球温暖化など様々な環境問題が発生しています。この中でも、地球温暖化は、人類が直面する最大の環境問題であり、二酸化炭素など³温室効果ガスの伸び率は著しいものとなっています。このままでは、2100年には1990年と比較して、1.4～5.8℃気温が上がり、9～88cm海面が上昇すると予測されています（出典：²⁶「IPCC第3次評価報告書」）。それに伴い、異常気象の発生や生態系への影響、浸水被害、感染症の被害などの悪影響が地球規模で生ずると懸念されています。

また、⁴循環型社会の形成も、大きな課題です。日常生活で生じるゴミなど一般廃棄物は年々増加しており、2001年度に本県で排出された量は、約41万トンとなっています。10年前に比較して約10パーセントも増加しており、全国平均の倍以上の勢いで伸びています。事業活動から排出される産業廃棄物も、本県の場合、一般廃棄物の10倍にあたる約4百万トンにもなることから、埋立地は10年分程度の余裕しかありません。

さらに、ナラ枯れや松くい虫被害等による森林の荒廃が進んでいることは、県土保全の機能の低下をきたすとともに、クマの里地・里山への出没など野生生物の生息・生育環境や多様な生態系にも大きな影響を与えています。

本県は、これまで豊かな自然環境が保全されてきましたが、これらの課題について環境保全の取組みが遅れたりこのまま何もせずに推移すると、美しい県土基盤が損なわれるなど環境の悪化が懸念されています。

2 環境教育の必要性

地球温暖化対策、循環型社会の形成、生物多様性をはじめとする様々な環境問題は、誰かが解決してくれるものではありません。子どもから大人まで、日々の生活に関わる全ての者が、家庭で、学校で、地域で、職場で、そして民間活動（⁵NPO活動等）において、自らの問題として取り組むことが大事なこととなります。

こうした中、県内でも、学校や地域での環境美化活動、「⁶省エネモデル校」の取組み、

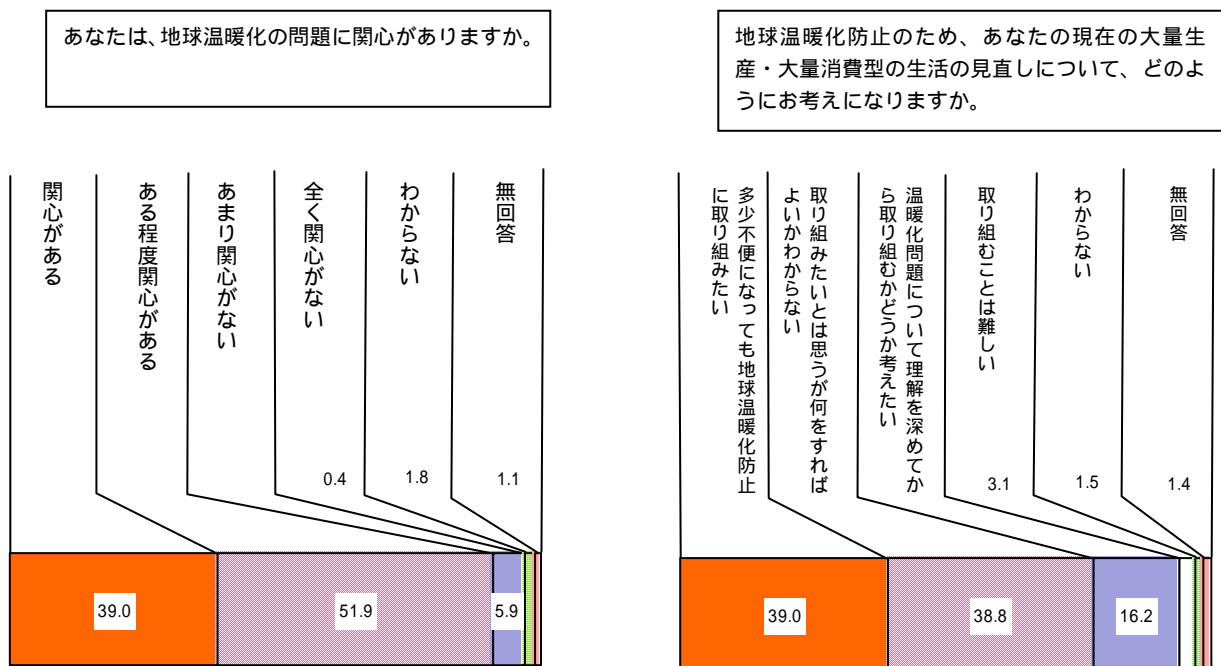
7
 パートナーシップによる最上川を保全しようとする県民運動、企業による環境学習施設の整備、NPO等による森づくりなど様々な環境保全活動の動きも見られます。

しかしながら、全体的にみると、県民の環境保全に対する意識は比較的高い（参照「環境問題への県民の意識」）ものの、環境保全活動の手かかりや情報が少ないことなどから、多くの県民による具体的な活動に結びついていない面や、環境教育の体験機会の提供及び指導者の育成が十分でないことなど、県内での取組みの動きが弱いという状況にあります。

また、学校では、環境保全の重要性を理解し自ら身近な環境に働きかけようとする態度を育てる環境学習が展開されてきておりますが、実践活動の充実や家庭・地域の広がりに対する期待が大きくなっています。

こうした様々な課題の解決のためには、私たちの生活や行動に起因する環境への過大な負担が、地域の環境をはじめ地球環境に大きな影響を及ぼしており、それがひいては私たち自身が被害を受けるというサイクルを理解することが必要であります。環境問題の本質や取組みの方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、環境問題に取り組む人々を育てていくことが大切であり、このために、環境保全の意欲増進と環境教育の推進が必要となります。

(参照) 環境問題への県民の意識



出典：山形県地球温暖化防止に関する意識調査報告書（平成 16 年 3 月）抜粋
 （山形県文化環境部環境企画課）

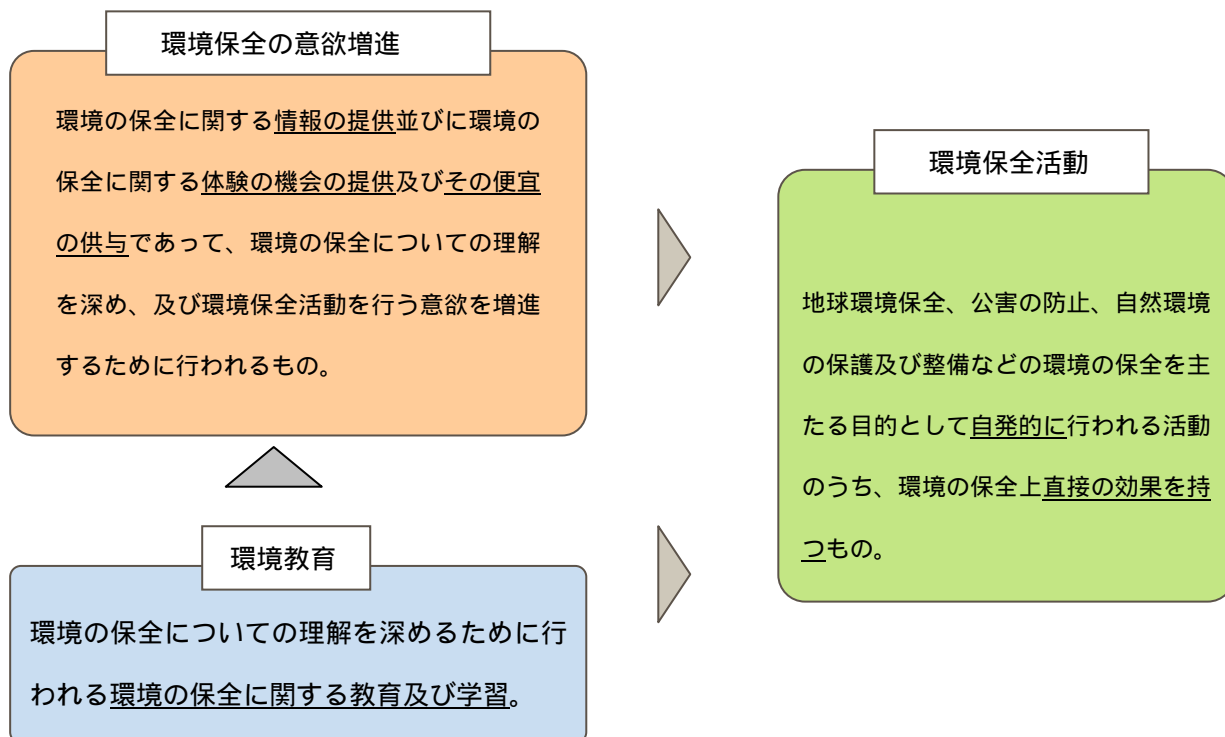
3 策定の趣旨

本県の恵まれた環境を保全し、将来を担う子どもたちに伝えていくことは、今を生きる私たちの責務であります。「⁸山形県環境基本条例」の目指す「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」を実現するためには、私たち一人ひとりが、環境との関わりについて理解と知識を持ち、日常生活や事業活動において、環境に配慮して行動することが重要であり、その基本となる知識や具体的な手法を学ぶための環境教育を展開する必要があります。

「県」は、持続可能な社会の構築を目指して、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」(以下、「法」という。)に基づき、「山形県環境教育推進方針」(以下、「推進方針」という。)を策定し、県民、民間団体、事業者等の各主体の自発的な活動を支援するとともに、その基盤となる学校、職場、地域等での環境教育を推進します。

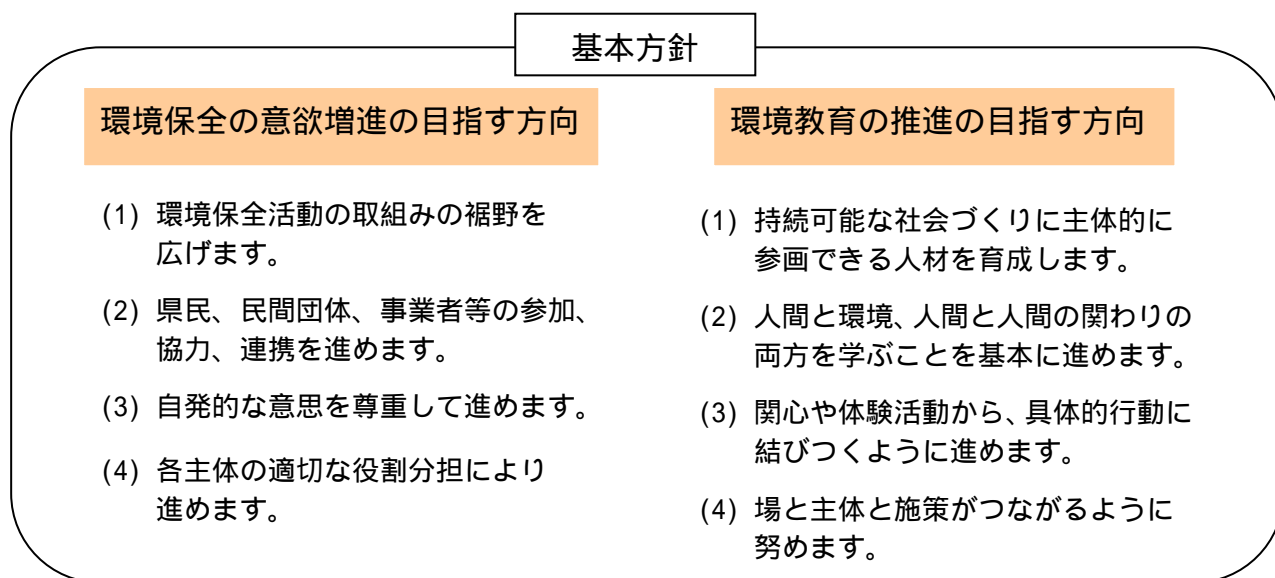
また、推進方針に基づき、環境保全活動に関する情報や活動機会の提供などの施策を総合的に展開しながら、「環境保全の意欲増進」と「環境教育の推進」を図っていきます。

なお、本推進方針に基づく「環境保全の意欲増進」、「環境教育」、「環境保全活動」との関係性を定義すると、次のようになります。



第2章 基本方針

持続可能な社会を構築するためには、県民、民間団体、事業者等の各主体が、家庭、職場、地域等において、自発的に環境保全活動に取り組むことが必要です。全ての県民が地球環境がもたらす恵みを持続的に享受できること、豊かな自然を守り育みながら自然と共生する地域社会を構築すること、循環型社会を形成して環境への負荷を低減すること、森林・田園・公園・河川等における体験学習活動を通じて環境保全についての理解と関心を持つことができるように、以下の基本方針により施策を進めていきます。



1 環境保全の意欲増進の目指す方向

環境保全の意欲増進については、県民、民間団体、事業者等の各主体との連携を図りながら、環境学習に必要な人材や体験の機会の確保、情報提供といった課題に取り組むとともに、いつでも、どこでも、誰もが自発的な環境保全活動が行えるような支援を進めていきます。

(1) 環境保全活動の取組みの広がり

環境保全の意欲を高めることは、環境保全活動への主体的な取組みを促進することになります。しかし、環境保全活動に参加する人は、全体的にはまだ多くなく、地域でのリーダーも十分でないことから、環境保全の意欲増進を高めることによって、参加する主体を増やし取組みの裾野が広がるようにしていきます。

(2) 県民、民間団体、事業者等の参加、協力、連携

県民、民間団体、事業者等の各主体の自主的な取組みが大きな成果を得るためには、多くの人に参加し、それぞれの持つ能力、資源、資金等を活かし、協力していくことが必要です。環境保全に関する施策を行う際は、県民、民間団体、事業者等の意見を十分に聴くとともに、その参加や協力を得て、適切な連携を図っていきます。

(3) 自発的な意思の尊重

県民、民間団体、事業者等は、それぞれの問題意識や使命感、興味や関心等の自発的な意思によって環境保全活動を行っています。このような自発的な意思は、環境保全活動等を始めるきっかけや活動を継続していく動機となります。各主体の自発的な意思を尊重しながら施策を進めていきます。

(4) 適切な役割分担

環境保全活動に参加する県民、民間団体、事業者等は、それぞれ異なる得意分野や特色を持っています。各主体が対等な立場を尊重し、お互いの得意分野や他の主体にはできない役割を理解した上で、互いの足りない部分を補い合い、適切な役割分担のもと、効果的な環境保全活動を行うことができるように施策を進めていきます。

2 環境教育の推進の目指す方向

環境教育の推進については、持続可能な社会の構築のために行うものであるという認識のもとに、いつでも、どこでも、誰もが環境教育に参加できるような施策を進めていきます。

(1) 持続可能な社会づくりのための人材育成

環境教育は、知識の取得や理解にとどまらず、環境保全に向けて自ら行動できる主体を育むことが大切です。環境教育を通じて、人間と環境の関わりについて正しい認識を持ち、自らの責任ある行動により、持続可能な社会づくりに参画できる人材を育成していきます。

(2) 人間と環境、人間と人間との関わりの重視

学校における環境教育は、各教科や総合的な学習の時間・特別活動において行われ

ています。また、職場や地域社会では、事業活動や地域活動を通じて環境教育が行われています。このように、環境教育は様々な場や様々な内容で行われていますが、共通の基礎的要素として次のことを重視していきます。

- ・ 人間と環境との関わりと、環境についての人間と人間との関わり、その両方を学ぶことを大切にします。
- ・ 環境に関わる問題を客観的にとらえる態度を養います。
- ・ 豊かな環境とその恵みを大切に思う心を育みます。
- ・ いのちの大切さを学びます。
- ・ 行動、実践を大事にします。
- ・ 地域の環境から地球規模の環境まで広範囲の分野を対象にします。

(3) 関心や体験活動から具体的な行動への手法

環境教育は、その目指すところや内容に加え、効果的な実施方法について研究・実践が積み重ねられています。これまでの蓄積を踏まえ、以下の手法により環境教育に関する施策を進めていきます。

- ・ 様々な環境保全活動に参加することによって環境問題に関心を持たせ、その理解を深めさせ、問題の解決能力を身につけさせ、具体的な行動を促し、問題解決に向けた成果を目指すようにします。
- ・ 日常の体験活動等を通じて、知識や理解を行動に結びつけるようにします。
- ・ 環境教育が行われるあらゆる場において、体系的かつ総合的な環境教育が可能となるような仕組みをつくるようにします。

(4) 場と主体と施策のつながり

環境は、様々な形で県民生活や社会経済活動に関わっており、環境教育に関する取り組みは、相互に連携し合っていくことが大切です。環境教育が様々な場、様々な主体、様々な施策と連携するように、以下により環境教育に関する施策を進めていきます。

・ 場のつながり

環境教育は、学校、家庭、地域等の様々な場で行われることが必要であることから、それぞれの場における教育効果が、他の場における教育や活動につながっていくように努めます。

- 主体のつながり

環境教育は、学校だけでなく、県民、民間団体、事業者、行政等の様々な主体が関わることから、各主体がその特徴を活かし、他の主体と連携、協働しながら活動を展開できるように努めます。

- 施策のつながり

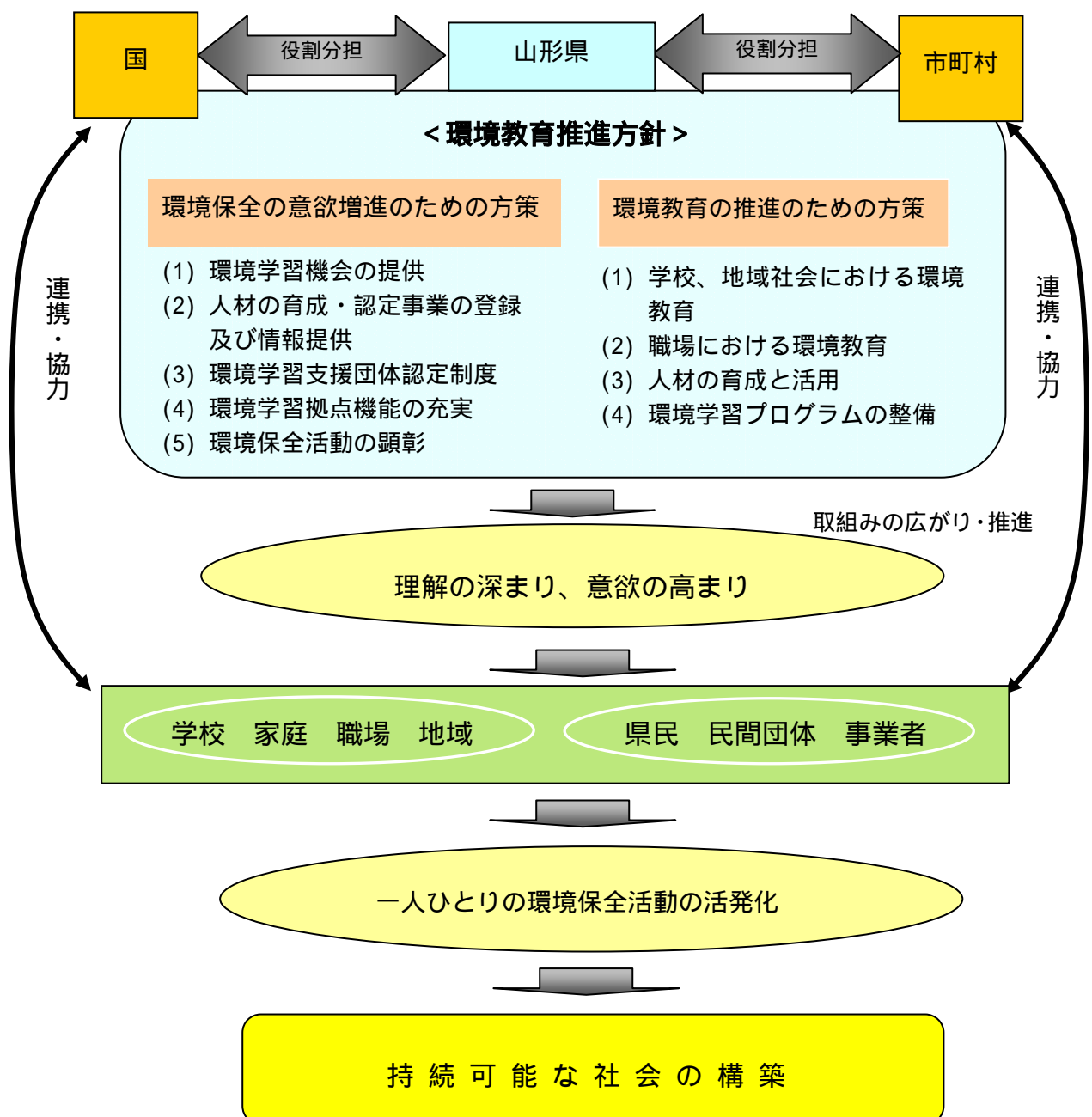
環境教育は、地域づくり、民間活動、事業者の社会貢献活動など様々な社会活動に関わることから、効果的、総合的に実施できるように、他の施策と適切につながるように努めます。



第3章 推進方策

いつでも、どこでも、誰もが自らの問題として環境保全の行動を起こすことができるようになるため、環境保全に対する理解の深まりや意欲を高めていく方策を推進していきます。環境保全の意欲増進や環境教育を効果的に進めるため、学校の教職員の研修機会の充実、地域の指導者等の人材育成、人材や環境学習施設の活用、環境学習プログラムの開発¹⁰や整備、環境情報の提供、各主体の連携・協働を促進していきます。

推進方針の目指す姿



1 環境保全の意欲増進のための方策

私たちの周りには、森林、田園、公園、河川等からなる自然環境が広がっています。特に、里地・里山に代表される身近な自然環境は、人が自然と触れ合い育むことによって、豊かな自然環境が守られていきます。本県の美しい自然環境を保全していくために、生態系に配慮し、適切な維持管理を図りながら、県民の理解と環境保全活動への参加を促す施策を進めていきます。

また、持続可能な社会の構築のため、環境保全活動だけでなく、他の様々な公益的な活動との調整を図りながら施策を進めます。

(1) 環境学習機会の提供

県が行っている環境学習や環境保全活動に関わる各種の事業を、県民、民間団体、事業者等に積極的に提供し、環境学習機会の充実を図ります。

<生活環境分野>

廃棄物の減量化、リサイクルに関する情報の提供

廃棄物の適切な減量化及び「¹¹ゼロエミッション」の推進を図るため、廃棄物の排出事業者などに対し、廃棄物の減量化、リサイクルの方法等の情報を提供する体制を整備します。また、廃棄物の処理やリサイクルを行う事業者の情報公開や施設見学について支援します。

県リサイクル認定製品の利用促進

リサイクル製品の普及を図るため、県が認定したリサイクル製品について、県民、事業者等の利用を促進し、廃棄物の排出抑制や資源循環を図ります。

環境産業の情報の提供

地域での資源循環の定着を図るため、県民、事業者等に、環境に配慮した製品や技術の情報提供を行い、併せて環境関連産業の振興を図ります。

廃棄物処理等に関する講習会の実施

県内の排出事業者等に対し、法制度の理解を深め、適正処理に努めるため、廃棄物処理法やリサイクル関連法に関する講習会を行います。

地球温暖化防止の取組み機会の提供

県民一人ひとりの地球温暖化防止の取組みを進めるため、地球温暖化防止に関する情報を様々な機会、媒体により提供します。また、ロウソクの灯で過ご

すキャンドルナイトや適度な冷房温度の設定を呼びかける夏のエコスタイル・キャンペーン等への参加を促し、地球温暖化防止の意識を醸成するとともに、¹²環境家計簿や¹³マイバッグ運動の実践などを支援します。

大気・水環境等測定データの情報提供

県内の大気・水環境の情報について、県民、事業者等の利用を促進するため、県ホームページ「ゆとり都山形」に、大気、水、土壌等の環境測定データを掲載します。

「やまがた酸性雨ネットワーク」の活用

広域的な環境汚染について理解を深めるため、大学、県試験研究機関、事業者及び民間団体で構成される「やまがた酸性雨ネットワーク」が企画する酸性雨調査に県内の小・中・高校の参加を促進します。

下水道の普及啓発

下水道の適切な使い方、自然の恵みや水環境について理解を深めるため、県内の流域下水道の4箇所の浄化センターにおいて、親子の下水道教室を行います。

<自然環境分野>

食農教育の推進

食農教育に関する農林水産業及び農山漁村の果たす役割について理解を深めるため、県民、学校等に対し、食と農に関する情報提供や相談を行います。また、食農教育を実践する優良事例を表彰します。

「¹⁴グリーン・ツーリズム」の推進

農山漁村や自然環境の維持・保全に対する理解を深めるため、農作業体験を通じた都市と農山漁村の交流を促進するとともに、都市部の住民に対しパンフレットや県ホームページ等での情報発信を行います。

農村フィールド活用の推進

農村の地域資源や多面的な機能を活用した美しい農村づくりを進めるため、県が行う農業農村整備に地域住民の参加を求め、生態系などに配慮した水田や堰をつくっていきます。また、地域と連携して、「田んぼの学校」や「水とくらしの探検隊」等の水利施設めぐりを行います。

森林フィールド活用の推進

森林の仕組みや働きを理解し、森林保全の意識高揚を図るため、「県民の森」、「眺海の森」、「源流の森」及び「遊学の森」の4箇所の県森林公園において、利用者の案内や体験活動を支援する森の案内人の養成研修会を行います。

また、ふるさとの¹⁵「森林オーナー制度」や企業の森づくり等を通して、健全な森林環境の管理に貢献するとともに、県民の森林や環境に対する理解を深めるための場を提供します。

河川フィールド活用の推進

県民等の河川愛護の意識を高めるため、河川周辺の緑地、公園等を整備し、地域住民に利活用の場を提供します。¹⁶「水辺の楽校」は、子どもたちに自然体験、野外学習の場としての利用を支援します。

また、河川¹⁷アダプト制度による環境保全活動により、河川敷地等の環境美化を進めます。

道路敷地の環境保全の推進

道路周辺の環境保全に努めるため、道路アダプト制度をはじめとする環境保全活動により、道路敷地等の環境美化を進めます。

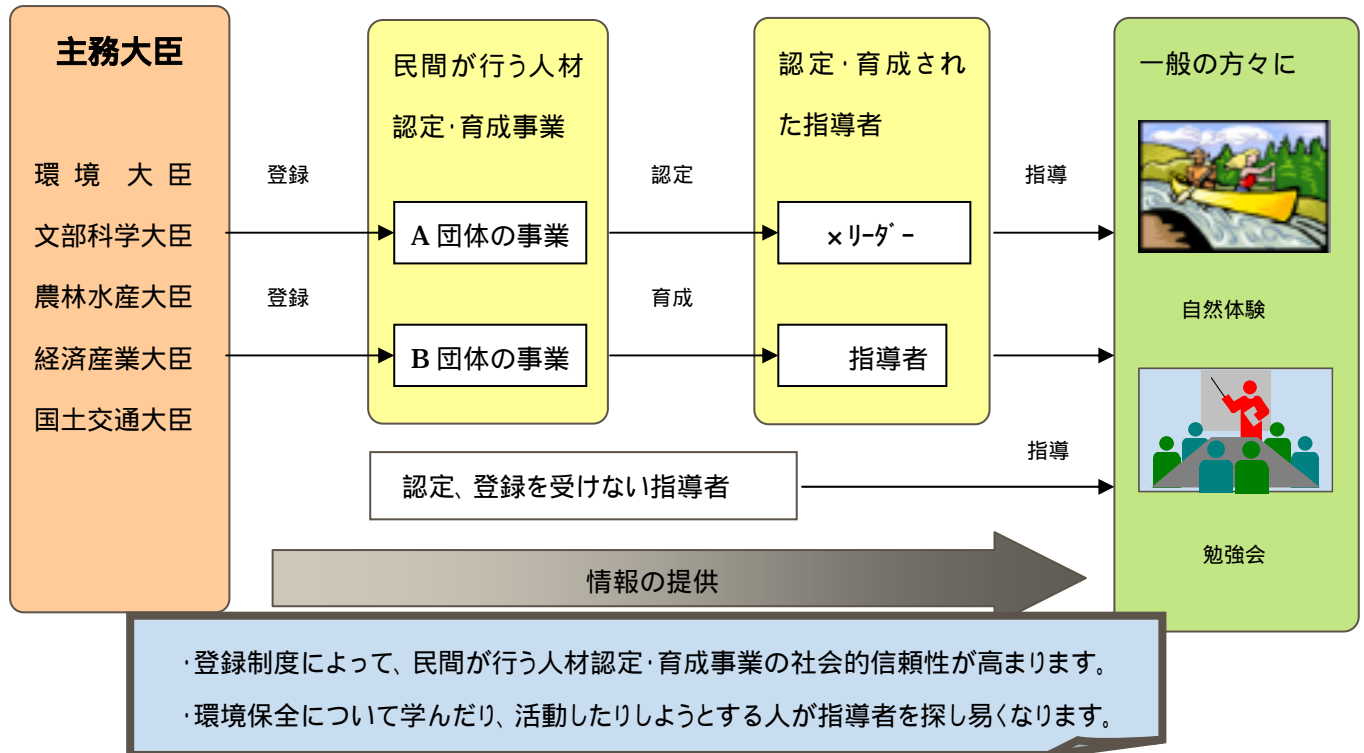
¹⁸「子どもの水辺再発見プロジェクト」の推進

身近な河川の環境保全の意識を高めるため、PTA、子ども育成会等の学校関係者や市民団体等を対象として、水辺でのふれあいや保全活動など多様な実践体験活動を行います。

(2) 人材の育成・認定事業の登録及び情報提供

県民、民間団体、事業者等が学校、職場、地域等で環境学習を進めるには、信頼が持てる人材についての情報が必要なことから、国では、民間団体等が行っている人材の育成の事業の登録を推進します。一方、県では、国の環境教育等の指導者に関する情報を国と連携して、広く県民に情報提供を行います。

国の人材認定・育成事業の登録等



(3) 環境学習支援団体認定制度

県では、県内で環境学習施設見学や環境学習講座等を通じて環境学習を支援している民間団体や事業者を「山形県環境学習支援団体」として認定し、県民に、より質の高い環境学習の機会の提供を行い、環境保全の意欲増進を図ります。

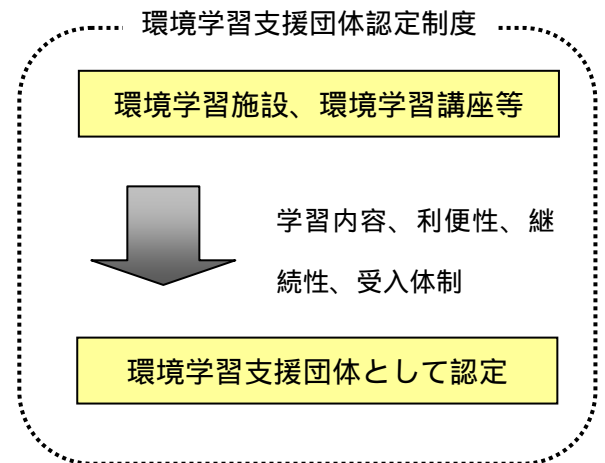
認定対象団体

県内における環境学習施設の見学や環境講座等の実施により環境学習を支援している民間団体（NPO法人、任意団体等）、事業者（企業、第三セクター）が対象となります。

認定対象となる施設・講座等

環境学習施設は、工場等の環境に関する展示施設又は見学施設が対象となります。

環境学習講座等は、生活環境や自然環境に関する講演、研修、実験、体験等が対象となります。



認定団体実践事例

環境学習施設 リサイクル製品の工場と展示施設（株）ヨコタ東北）

工場では、実際に容器が回収されてから新しい容器ができるまでの工程を見学することができるとともに、工場に併設する展示施設は、食品トレイなどの容器のリサイクルの仕組みを解説するパネルやリサイクルの大切さを伝えるアニメーションを見学することができます。

環境学習講座等 小中学校に出向いて行うエネルギー出前講座（東北電力(株)）

電気が作られる仕組みや発電のために使われるエネルギーについて、パンフレットやパネル、模型、実験などを使って学習するとともに、その中で、省資源・省エネルギー、新エネルギー、地球温暖化問題などの環境とエネルギーの関係について、学校の総合的な学習、理科、社会の授業時間を利用して学習することができる講座となっています。

（４）環境学習拠点機能の充実

県民、民間団体、事業者等が自発的に環境学習に取り組み、環境保全の意欲を高めるには、環境学習拠点機能の充実が必要です。

県では、環境科学研究センターを中核として、いつでも誰でも環境学習の情報や学習の機会を得られるようにするとともに、各主体の連携や協働を促進するように支援していきます。

また、県内には、県立自然博物館、県森林研究研修センター、県教育センターなどにおいても、環境教育や環境保全活動が行われていることから、これらの施設と連携

を強化して環境学習拠点機能の充実を図っていきます。

<環境科学研究センターの環境学習拠点としての機能>

環境学習の講座・教室等による人材の育成

環境保全活動実践者や指導者等を対象として、リサイクル、大気・水・自然に関する各種の環境講座を行います。また、子どもや親子が環境保全活動に取り組むきっかけづくりのため、水生生物調査や星空観察などの各種の環境教室を行います。さらに、「こどもエコクラブ」¹⁹の育成支援を進めます。

環境保全活動の普及支援

県民、民間団体、事業者等が環境保全の意識を高めるため「環境アドバイザー」²⁰の派遣、出前講座、環境月間の普及等の支援事業を行います。

環境の保全に関する人材等についての相談、助言

県民、民間団体、事業者等の環境保全に関する人材、教材、施設等の照会や相談について、インターネット等の情報通信網により適切に対応します。

情報交換や交流を行う機会や場の提供

県民、民間団体、事業者等の各主体との連携・協働や環境情報施設の利用促進を図るため、各主体の情報交換や交流を行う機会や場を提供し、各主体の環境保全活動を支援します。

(5) 環境保全活動の顕彰

県民、事業者の環境保全の意欲増進を図るため、環境保全活動で功績があった団体・個人等を顕彰し、他の模範となるようその活動を周知します。

<県の関係団体が主催する主なもの>

環境やまがた大賞（環境やまがた推進ネットワーク）

環境の保全と創造に関し、特に顕著な功績のあった個人、団体を表彰

山形県環境保全推進賞（山形県環境保全協議会）

環境保全・研究、開発等において先進的事業活動又は地域貢献活動に取り組んでいる県内事業所や従業員を表彰

< 国が主催又は後援している主なもの >

地球温暖化防止活動大臣表彰（環境省）

地球温暖化防止に顕著な功績のあった個人、団体を表彰

全日本学校関係緑化コンクール（（社）国土緑化推進機構）

緑化に関する教育、林業体験学習、体験学習等において顕著な教育効果をあげた小・中・高等学校を表彰

環境教育優良校等表彰（（社）食品容器環境美化協会）

ゴミの散乱防止、飲料あき容器のリサイクルについて、独創的、熱心な実践活動を行っている小・中学校を表彰

2 環境教育の推進のための方策

環境教育の推進を図るため、県民、民間団体、事業者、行政等の各主体が、知識の取得や理解にとどまらず自ら行動できるように、学校、家庭、職場、地域等の様々な場での環境教育の機会の提供、教職員の研修機会の充実、地域社会での人材の育成、環境学習プログラムの整備等を進めます。

（１）学校、地域社会における環境教育

学校における環境教育

学校での環境教育は、教育活動の全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じて、教科間の関連に配慮しながら進めることが大切です。各学校においては、「環境教育に関する全体計画等」を作成し、地域社会等との連携に配慮しながら総合的な取り組みを進めることが大切です。

「山形県第５次教育振興計画（平成１６年３月策定）」では、学校、家庭、地域で「いのちの教育」を根幹に据え、「環境を学び、持続可能な社会を築く」をねらいとする環境教育の推進を目指しています。

これまで、「山形県環境教育指針（平成６年３月策定）」により、環境教育の重要性を喚起してきましたが、本推進方針を反映させるため、山形県第５次教育振興計画に基づき、山形県環境教育指針の改訂を行います。

さくらんぼ環境 ISO の取組み（東根市）

東根市は、学校教育の場において児童生徒・教職員の環境意識を高めようと、市と市教育委員会が独自で学校版環境 ISO 制度「さくらんぼ環境 ISO」に取り組み、市内の小中学校全校が、地球にやさしい学校づくりを目指した活動を行っています。平成 16 年 5 月、市内の全 13 校が一斉にキックオフ宣言し、11 月には全校が認定書を取得しています。



地球温暖化防止への取組み（米沢中央高等学校）

米沢中央高等学校は、環境教育を教育方針の柱に位置付け、平成 8 年度に独自に立案した環境教育基本方針計画に基づき、環境学習に取り組んでいます。平成 9 年度から、全校生徒を対象に夏休みの 1 ヶ月間における二酸化炭素排出量調査を毎年行っています。学外の一般市民に参加の呼び掛けを行い、この取組みが広がっています。



省エネモデル校の取組み（新庄市立北辰小学校）

新庄市立北辰小学校は、平成 15 年度に省エネモデル校の指定を受けました。6 月はエネルギー学習重点月間とし、東北電力(株)から講師を招いたエネルギー学習、火力発電所と風力発電所の見学、火おこし体験学習などを行っています。また、全校児童が「指 1 本でできる省エネ」を合言葉に、教室を使わない時の消灯や歯磨き時に水を出しっぱなしにしないことに心がけ、学校の省エネに取り組んでいます。これらを通して、身近なエネルギーの役割を知り、省エネの大切さを学んでいます。



教職員の研修機会の充実

学校における環境教育の推進役として重要な役割が期待される教職員については、環境に対する豊かな感受性や見識を高め、授業の改善や充実に努めていくことが求められています。

このため、学校で環境教育に指導者的な立場で取り組もうとする教職員を対象に、子供の発達段階に沿った環境教育が行えるように、県教育センターや環境科学研究センター等が行う研修会の更なる充実と、文部科学省等が主催する全国的な視野に立った研修会への参加の機会の拡充を図ります。

環境教育の題材

環境問題は、身近なごみ問題の生活環境からグローバルな地球温暖化問題まで多様化していることから、学校の環境教育においても様々な題材を活用していきます。

学校敷地の活用

県内の各学校には、学校園、学校林など自然体験の施設があり、近年、「²¹ビオトープ」などの環境学習の場づくりが進められてきています。環境教育の視点から既存の自然体験施設を見直し、その活用を図ることやビオトープなどを継続的、効果的に活用することにも配慮していきます。

ビオトープづくりの取組み（山形市立第八小学校）

山形市立第八小学校の近くには、約400年前に農業・生活用水の確保のために造られた5つの堰「五堰」の1つである御殿堰が流れています。この五堰の歴史的価値と豊かな水資源のある地域の良さに気づかせ、文化と環境について幅広く学習する子供を育てるため、「命」、「まなび」、「かかわり」をテーマとして、学校ビオトープを目指した親水空間、水路づくりに取り組んでいます。



地域社会における環境教育

地域において環境教育を活性化していくためには、生活・自然・文化等の地域の資源を学習素材として積極的に活用した特色ある環境教育を展開し、住民の意識を高めていくことが大切です。

県内では、学校、町内会、子ども育成会等が中心となって、地域内の公園清掃や路

上のゴミ拾い、廃品回収等の取組みが行われております。また、地域の公民館でも生涯学習の一環として、環境学習や環境保全活動が取り組まれています。

こうした取組みが地域に広がり、多様な体験活動の場や環境学習の機会の充実が図られるように支援します。

NPO の取組み（NPO 法人パートナーシップオフィス）

酒田市の飛島西海岸は、自然景観の優れた地域であるにもかかわらず、海岸には季節風や海流等の影響などにより、大量の漂流ゴミが打ち寄せられています。このため、毎年、NPO 法人パートナーシップオフィスを中心として、大学、行政等が協力して「飛島クリーンアップ作戦」を行っています。



島民をはじめとする市民、一般公募によるボランティアが毎年300人以上集まり、飛島西海岸のゴミ拾いを行うとともに、島における海岸漂着ゴミの実態を把握するため、漂着ゴミモニタリングも行っています。

（2）職場における環境教育

職場における環境教育は、社会人への環境教育を行う有効な機会の一つであり、その職場で取り組む施策や事業をより環境に良いものとしていくうえでの基盤となります。職場における環境教育は、その職員・従業員の家庭や地域における環境保全活動につながることから、研修会の実施について働きかけを行います。

事業者による従業員向け環境教育の支援

事業者自身の社会貢献や社会的責任として、環境問題に対する従業員への必要な知識、判断能力、意欲を育むことが求められています。²²「ISO14001」をはじめ、中小企業向けの²³「山形エコアクション21」の環境マネジメントの普及を図ります。また、「山形県環境保全協議会」と連携して、事業者による環境教育・環境保全活動への支援を行います。

また、従業員向けの環境教育に関して助言指導を行う環境アドバイザーや²⁴「環境カウンセラー」などの人材についての情報提供を行います。

企業の地域活動の取組み（大森工業団地）

大森工業団地内の立地企業17社で構成する環境部会では、従業員への環境教育の一環として環境保全活動を行っています。各企業から従業員が参加して、団地敷地内や団地周辺の歩道などのごみや落ち葉の清掃を行い、集めた落ち葉は、地域の方に堆肥に利用してもらい、資源の循環に役立てられています。



県職員に対する環境教育

県職員が、通常の事務・事業や各種施策の実施にあたり、環境に配慮して展開できるように、様々な研修において環境マネジメント等の講座を充実します。また、自主的な環境保全活動に取り組めるように、環境学習の機会や活動の場の情報を提供します。定期的な職員研修の機会に、環境教育・環境保全活動のカリキュラムを組み入れ、環境保全の意欲増進を図ります。特に、エネルギーの使用に深い建物管理職員、営繕関係職員には専門的な環境研修を行い、使用エネルギーの削減に努めます。

自治体の取組み（山形県）

県は、環境負荷の低減を図るため、率先して自らが行う活動の中で環境に配慮した「山形県環境保全率先実行計画」を策定し、県のすべての機関において、燃料使用量、電気使用量、水の使用量、廃棄物排出量、用紙類使用量削減のための取組みの推進や、グリーン購入（物品購入に当り、環境に配慮した製品（リサイクル原料配合、省エネルギー製品、低公害車等）を購入すること）等に努めています。また、県庁・各総合支庁を対象に、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しています。

(3) 人材の育成と活用

地域社会において環境教育を担う人材の育成は、地域の環境保全活動を促進するうえで重要な課題です。そのため、環境保全活動を支援する指導者を養成するための研修会の開催や研修機会の情報を提供します。

このような研修を受けた人をはじめ、国の環境カウンセラーや県の環境アドバイザーが積極的に活用されるように、登録人材や派遣制度等について必要な情報提供を行い、学校や地域における環境教育・学習を支援します。

(4) 環境学習プログラムの整備

環境学習を継続的に実践できるようにするためには、取組みの段階、理解力、活動の場やテーマに応じて、学習のねらいが明確で体系的な環境学習プログラムの整備を図ることが必要です。学校、民間団体、事業者等のいつでも誰もが活用できるような環境学習プログラムを開発・整備し、その普及を図ります。



第4章 推進体制

持続可能な社会を構築するためには、県民、民間団体、事業者等の各主体の環境保全活動を実効性のあるものとしていくことが必要です。このため、県は、以下により、各主体と連携・協働して本推進方針を推進していきます。

また、国、県、市町村の関係機関がより緊密に連携し、環境教育の推進に努めます。

1 県民、民間団体、事業者等と行政の連携・協働

県民、民間団体、事業者等と行政の環境に関する情報の共有を図るため、体系的なデータベース化を図り、インターネット等の情報通信網を活用したネットワークシステムを構築します。

また、県民、民間団体、事業者等と行政との環境パートナーシップを形成し、連携・協働を図るため、「山形県環境²⁵パートナーシッププラザ(仮称)」を設置し、各主体の環境保全活動を支援していきます。

2 国、市町村との連携

国とは情報交換や研修の推進等において連携を図りながら、環境教育を推進します。市町村とは、地域課題等の調整を図るとともに、地域の特色を活かした環境学習の機会の提供ができるよう支援します。

また、法では、市町村においても、環境教育の方針、計画等を作成するよう努めることとされていることから、市町村の取組みを支援していきます。

3 進捗状況の把握・点検

県内における環境教育・学習を推進していくために、学識経験者から構成される「山形県環境教育推進会議(仮称)」を設置し、推進方針に基づく学校や行政、職場、研修機関等での施策展開について、毎年、進捗状況等の把握・点検を行います。

また、県の関係機関が連携・協力し、定期的に情報交換や連絡調整を行い、各分野での環境教育の推進に努めます。

用語解説

ア行

ISO 14001 (22 P.20)

International Organization for Standardization 14001 の略称。環境マネジメントに関する国際規格で、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減など継続的な改善を図る仕組みを構築するための要求事項を規定。

IPCC 第3次評価報告書 (26 P.3)

IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change : 気候変動に関する政府間パネル) の第3次評価報告書は、平成13年4月に公表され、過去50年間の温暖化の大部分は人間活動に起因していると指摘し、2100年には1990年比で、地球の平均気温が1.4 ~ 5.8 上昇し、平均海面水位が9 ~ 88 cm 上昇すると予測し、また、台風、エルニーニョ、洪水、干ばつなどの極端な気象現象の発生頻度や強度も増加すると予測している。IPCCは、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)のもとに、1988年に設立された組織。

アダプト制度 (17 P.13)

住民や民間団体等が、道路、公園、河川等の公共施設・空間のアダプト(里親)となり、その場所の環境美化や保全活動に取り組む制度。

NPO (5 P.3)

Non Profit Organization の略称で「民間非営利組織」と訳される。営利を目的とする株式会社などと異なり、社会的使命を目的とし、自発的に継続して社会貢献活動を行う組織。一般的には、特定非営利活動法人格を取得した団体に限定せず、より広く、不特定多数の利益の増進を目的とする団体が含まれる。

温室効果ガス (3 P.3)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。

カ行

環境アドバイザー (20 P.16 P.20 P.22)

県が登録している環境教育・学習等に講師・助言者として活用できる環境分野の人材。学校、企業、住民団体などが実施する講演会や学習会へのアドバイザーの派遣費用は、県が負担する。

環境カウンセラー (24 P.20)

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験をもとに市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材。

環境学習プログラム (10 P.10 P.17 P.22)

環境保全について、「関心を持つ 知識を習得する 理解・認識を深める 環境保全活動などの行動をする」といった段階を踏まえた学習プログラム。

環境家計簿 (12 P.12)

地球温暖化防止のため、温暖化の主な原因である二酸化炭素が、生活上でどのくらい発生するのかを電気使用量などをもとに簡単な計算で把握するもので、省エネをはじめとする環境に配慮した生活を促すためのツール。

グリーン・ツーリズム (14 P.12)

緑豊かな農山漁村において、その自然を大切にしながら、その地域の文化や人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動で、農村休暇とも訳されている。ヨーロッパでは40年以上の歴史をもっており、我が国でも、イベントや施設を充実させるなど様々な取組みが各地域で始まっている。

こどもエコクラブ (19 P.16)

子どもたちが地域の中で、主体的に環境学習及び環境保全活動を行うクラブで、環境省が全国の小・中学生に参加を呼びかけている。各クラブは、数人から20人程度の児童・生徒及び助言等を行うサポーター（保護者等）で構成される。

こどもの水辺再発見プロジェクト (18 P.13)

河川等の身近な水辺での子どもたちの自然体験活動を推進するため、国土交通省、文部科学省、環境省と、市民団体、教育関係者、河川管理者が一体となって、「子どもの水辺」の選定・登録及び必要に応じた支援を行う制度。

サ行

酸性雨 (1 P.3)

工場・事業場及び自動車などから排出される硫黄化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が雨水に取り込まれて生じたpH 5.6以下の酸性度の強い雨をいう。

近年、欧州や北米で森林や湖沼に被害を与えて問題となっている。我が国では、海外ほどの被害は顕在化していないが、全国で酸性雨が観測されている。

循環型社会 (4 P.3)

持続的な発展を遂げていくために、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動やライフスタイルを改め、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑

制するとともに、リサイクルなど資源の有効利用を進めて、環境への負荷をできるかぎり低減しようとする社会システム。

省エネモデル校（ 6 P.3 P.18）

「省エネルギー教育推進モデル校」の略称。全国の小中学校での省エネルギー学習普及のために、財団法人省エネルギーセンターが指定している。指定期間は3年間で、省エネナビ（電気使用量測定器）や省エネ学習教材の提供などの支援が受けられる。

森林オーナー制度（ 15 P.13）

里山林の維持管理や森林の多様な機能の増進、中山間地域の所得の向上を図るために、オーナー希望者と土地所有者との間で利用契約を締結して、森林の整備や利活用を促進させる制度。

ゼロエミッション（ 11 P.11）

企業の工場などから排出される廃棄物について、新たに他の分野の原料として活用することなどにより廃棄処分量をゼロにすること。

総合的な学習（ 9 P.7 P.15）

平成10年度に制定された新学習指導要領に、「生きる力」の育成をめざして新設された学習手法。地域や学校、児童・生徒たちに応じて、各学校が創意工夫し、これまでの教科の枠を超えた学習。

夕行

地球温暖化（ 2 P.3）

地球規模の環境問題の一つで、二酸化炭素などの温室効果ガスにより地球の気温が上昇する現象。

地球の表面は、太陽からの日光を受け止めて暖まり、その熱を大気中に逃がしている。この熱の一部は、大気を通過し、宇宙空間へ出ていくことから、地表の温度は一定に保たれているが、大気中温室効果ガスはこの熱を吸収してしまう効果がある。

八行

パートナーシップ（ 7 P.3 P.23）

県民、民間団体、事業者、行政等の各主体が、公平・対等な立場で、ある目的に向かって相互に連携・協力して取組みを進めること。

パートナーシッププラザ（ 25 P.23）

県民、民間団体、事業者、行政等の多様な主体がパートナーシップに基づいた持

続可能な社会を構築するための拠点。現在、環境省が「地球環境パートナーシッププラザ」を設置している。

ビオトープ（ 21 P.19）

生物の個体あるいは個体群が棲んでいる場所のことで「生息場所、棲み場所」とも言われる。明確な定義はないが、単に位置的な場所としてのみ捉えるのではなく、ある種の固体及び個体群が生存できるような環境を構成する水、大気、土等の非生物的な要因と、動植物や微生物の生物的な要因の状態を有する特定の場所として考えられる。

近年、町づくりにおける河川、道路、公園、緑地等の整備についても生態系の多様性を維持するうえから、多様なビオトープの維持、回復、創出やネットワークづくりに配慮した取組みが行われはじめている。

マ行

マイバック運動（ 13 P.12）

ゴミの減量化を推進することを目的として、買い物時にはレジ袋を自粛し、買い物袋を持参する運動。

水辺の楽校（ 16 P.13）

「水辺の楽校プロジェクト」により、河川フィールドが子供達に環境学習や自然体験活動ができるように整備されている。地域の方々の協力体制ができており、優れた水辺整備の構想を持っている市町村を募集し、登録された市町村は、地域の住民、ボランティア団体等を含めた推進協議会において水辺の楽校計画を策定して、水辺を自然体験の場、遊びの場として活用できる。

ヤ行

山形エコアクション21（ 23 P.20）

環境省が、中小事業者や学校等向けに、環境への取組みを効果的・効率的に行うことができるように策定した「エコアクション21」に、本県が地産地消の推進や水環境保全等の独自の項目を追加した環境マネジメントシステム。

山形県環境基本条例（ 8 P.5）

本県における環境の保全及び創造に関する基本理念や県民、事業者及び行政の役割そして県の施策の基本となる事項を定めた条例（平成11年3月制定）。